

インターネット型結婚相手紹介サービス業認証制度
認証基準の一部改訂に関するお知らせ

2025 年 8 月 1 日
特定非営利活動法人
結婚相手紹介サービス業認証機構

今般、当機構においては、2025 年 8 月 1 日より、インターネット型結婚相手紹介サービス業認証制度における認証基準の一部を改訂しますので、下記の通り認証事業者の皆様にお知らせいたします。

記

改定後（下線部は改定箇所）	現行
<u>3.1.1 本人確認の方法</u> 契約希望者が本人である旨を確認するために、公的な証明書を用いて、氏名・住所・生年月日などをもって本人を確認すること。公的な証明書としては、<u>マイナンバーカード</u>、健康保険証、運転免許証、年金手帳、旅券の写しなど、契約希望者が提出を希望するいずれかの証明書を用いて確認し、その写しを記録として保管すること。なお、証明書の提出の際には、証明事項を証明するのに必要不可欠な情報以外の情報は抹消して提出させるようにすること。 <u>また、不正に加工された証明書の画像が提出されることを排除するため、アップロードする画像は携帯端末で撮影した証明書の画像を直接アップロードする方法に限定し、予め携帯端末のライブラリーに保存されている画像はアップロードの対象としな</u> <u>い措置を講じること。</u> なお、証明書の保管期間は必要最低限の期間とし、最長でも契約終了後 1 年間までの保管期間とすること。	<u>3.1 本人確認の方法</u> 契約希望者が本人である旨を確認するために、公的な証明書を用いて、氏名・住所・生年月日などをもって本人を確認すること。公的な証明書としては、 健康保険証、運転免許証、年金手帳、旅券の写しなど、契約希望者が提出を希望するいずれかの証明書を用いて確認し、その写しを記録として保管すること。なお、証明書の提出の際には、証明事項を証明するのに必要不可欠な情報以外の情報は抹消して提出させるようにすること。 なお、証明書の保管期間は必要最低限の期間とし、最長でも契約終了後 1 年間までの保管期間とすること。
<u>3.1.2 不正なアカウント取得の排除</u>	（新設）

契約希望者がアカウントを取得する際には、契約希望者が利用する携帯端末に紐づいた「電話番号」または「SNS アカウント」を利用してアカウント認証を行うものとし、容易に多数のアカウント取得が可能である「メールアドレス」によるアカウントの認証を行わないこと。 また上記に加えて、1 台の端末で複数のアカウントを取得できないような制限を設けることや、不正利用により除名した顧客の端末の再利用を制限するための端末固有の ID を識別すること、および携帯端末からのアクセスを装った PC からのアクセスを排除する措置などを、併せて実施することが望ましい。	
3.1.3 不正利用の疑いがある場合の措置 会員登録後・本人確認済のアカウントが売却され、他者に不正利用されることを防ぐため、不正利用の疑いが生じた顧客に対しては、利用中の携帯端末で撮影した「自撮り写真」の提出を求め、①「公的証明書の写真」および②「プロフィール登録写真」と③「提出された自撮り写真」の 3 点を照合し会員登録時の顧客と実際の利用者が同一人物であることを確認すること。顧客の同一性が確認できない場合には、当該顧客によるサービス利用を停止すること。 なお、本人確認画像を取得から 1 カ月以内に削除する事業者においては、上記の照合を行うため「自撮り写真の提出」と同時に、「本人確認書類の画像」の再提出を求めること。	(新設)

上記の認証基準の改定は、現在認証中の事業者においては、2026 年 8 月以降に認証期間が満了となる認証更新審査に際しては、改定後の新基準への対応完了が、認証更新の要件となりますので、速やかに対応ください。

以上